

じゃがれたー

No.10

(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) (略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。)

発行日 平成20年3月20日
発行 日本成年後見法学会
発行人 理事長 新井 誠
編集 広報委員会
[委員長] 長谷川秀夫
[副委員長] 高橋 弘
[委員] 大下 信
香川 美里
北村裕美子
澤口 秀則
檜山 雪子
平岡 祐二

巻頭言

権利条約への期待と不安

愛心園園長 福田 和臣

2006年12月に障害者の権利に関する条約の採択、わが国の署名という国際的な潮流の中で、日本の関係団体の動きは少し鈍いような気がする。国には、積極的に広報し、批准に向けて世論を起こそうとする姿勢がみえない。政府の訳文においても少し及び腰ではないかを感じる。われわれ関係団体（特に知的障害者福祉）も、機関誌等を取り上げてはいるが、今ひとつ盛り上がっていない。研修会等で大々的に取り上げたり、研究会や委員会を立ち上げて取り組むというところに至っていない。その理由として、1つは当面の問題である障害者自立支援法への対応に振り回されていること、もう1つは各々の方向性の中で、この潮流をどのように活用するのかという準備ができていないことがあげられる。しかし、現在取り組んでいる障害者自立支援法への動きを含めて「障害者の権利に関する条約」を中核的基準としてとらえることが本来的である。

たとえば私は3つの事柄をあげたい。1つめは障害者自立支援法の支援の中身である。人として差別されない生活を保障することができるものであるか。2つめは契約の問題である。いかなるサービスを受けるにしても、すべての福祉サービスが基本的に契約になった。そしてその費用負担は本人である。サービスの評価は別にしても「契約」ということを関係者は軽くみすぎている。よかれと思い、または仕方がないと考えるにして

も、障害者本人に選択すべき十分な情報を説明し、費用についても納得してもらう（自己決定・自己責任）。そのうえで契約に至るべきであるが、ほとんどの場合、家族が事業者と契約している。事業者側も、家族との契約をよしとすることを善良な事業者と勘違いしている節がある。以前「ちゃん付けで呼ばない」ことを成人としてみる基準にするという運動が展開されたことがあるが、根底的に本人を成人とみていない現状がある。3つめは医療の現場である。医療行為に対する本人意思の尊重は重大すぎて私の手に負えないが、合理的配慮の問題という視点で取り上げておきたいことがある。それは、入院時の負担である。知的障害者（児）が病気やケガ等で入院治療を要する場合、完全看護体制にもかかわらず付添いを要請されたり高額な個室利用を求められることが多い。現状の医療体制は障害者や家族にとっては過重な負担である。

最後に気がかりなことがある。それは日本の法律ができる過程である。自治共済をつぶすことに働いた保険業法改正のときもそうであったが、法の解釈を官僚がしていくことである。いずれ障害者差別禁止法等の策定や国内諸法の見直しをしていくであろうが、「そんな解釈ができるのか」という解釈でごまかして、実効性のない条約・法律になってしまわないかと危惧する。私たちの責任は大きい。

IGN 第4回 国際成年後見法学会報告

2007年7月11日から13日までの3日間、オランダのベルゲン市ブルーミングホテルで、IGN第4回国際成年後見法学会が開催された。IGN (International Guardianship Network: 国際後見人ネットワーク) は、2001年12月に世界各国の成年後見人および判事等によってベルリンで設立され、現在26カ国191名の会員で構成されている団体であり、世界中の後見関係者(成年後見人、判事、研究者、ソーシャルワーカー等)のために、情報交換や連携の機会を提供し、定期的に国際会議や研究会を開催し活動をしている。各国の持ち回りによる今回のIGN第4回国際成年後見法学会は、地元オランダ Vrije 大学法学部や障害者のための支援団体である MEE、Noordwest-Holland などの後援により開催されたものである。日本からは、新井誠理事長をはじめ、研究者、司法書士、社会福祉士ほか10名が参加した。全体では、ヨーロッパ、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどから約80名が参加した。

◇会議3日間の概要

【第1日目】 オープニング・セッションとして主催者の歓迎挨拶の後、成年後見制度に関する情報や知識・経験を共有する目的で、会議の主な議題である、①法と法的枠組み、②限定能力者の後見人や代理人の体系化方法、③後見人の技能、資格および教育方法、④後見人の実務と取組方法および優れた実践法、⑤監督、報酬および制裁措置、について紹介がなされた。本会議では、後見人団体の必要性和妥当性、団体の義務などについて、オーストリアとオーストラリアからの発表および討論が行われ、終了後は、名刺交換会と立食による夕食会での懇談となった。

【第2日目】 後見人の仕事、優れた実践法、倫理法典、日常業務の障害や問題、法廷手続、終末期の判断などに重点をおいた日本とアメリカから

の発表が行われた。新井理事長が日本を代表して、「Five Years' Experience of Japan's New Adult Guardianship Law of 2000」と題して、2000年に導入された新成年後見制度の5年間について、法改正の理念、法定後見と任意後見の利用状況等を、統計数字をあげながら説明され、現状における問題点と展望を報告された。さらに、2010年に日本で開催される予定の2010年成年後見法世界会議への参加の呼びかけがなされた。2010年は、日本における2000年新成年後見制度導入から10周年に当たる記念すべき年であり、大いにアピールがなされた。午後は、現地の高齢者福祉施設と知的障害者福祉施設を視察訪問した。オランダ国営の整備された福祉施設の現状や、生活保護者救済について説明を受けるにつけ、オランダの福祉政策の豊かさを実感した次第である。夕食後は、クラネンブルグ美術館にてレセプションが催され懇親を深めることができた。

【第3日目】 後見人と法的枠組みに重点をおいたスコットランドとオランダからの発表が行われた後、①後見人の実務、②後見人と法、③日常生活および法廷における限定能力者の代理人に関する法的問題点の分科会後、再び全体が一堂に会し、会議の結果の評価や将来の構想について意見交換がなされた。

最後に閉会挨拶となり、参加者全員が主催者に心から感謝をしつつ、3日間の充実した会議の幕が閉じられた。

今回は、アムステルダム VU 大学法学部家族法準教授で、ユトレヒト地方裁判所判事の Kees Blankman 博士から、ヨーロッパ諸国の成年後見制度や実情について、約1時間、お話をうかがう機会を得たことも、感謝とともに報告をさせていただきたい。

(司法書士 望月 真由美)

「任意後見制度改善シンポジウム」報告記

平成20年1月12日、日司連ホールにて本シンポジウムが開催された。このシンポジウムは、日本司法書士会連合会と㈱成年後見センター・リーガルサポート（以下、「リーガルサポート」という）が共同で平成19年2月、「任意後見制度の改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」（以下、「改善提言」という）を公表し、今日、任意後見契約の締結が確実に増加している中、任意代理人が権限を濫用する問題や任意後見制度の問題点を指摘し、よりよい制度にしていけるための具体的な提案を発信するものであった。

シンポジウムでは、第1部で改善提言について井上広子氏（司法書士）、藤江美保氏（司法書士）および筆者が報告を行い、第2部において、田口忠男氏（公証人）、藤原淳氏（小平市社会福祉協議会）、矢頭範之氏（司法書士）をパネラー、新井誠氏（筑波大学法科大学院長）をコーディネーターとしたディスカッションが行われた。

◇改善提言からの報告

改善提言から、移行型任意後見契約が普及し任意代理人による執務が増加しているが、その一方で本人の判断能力が減退しているにもかかわらず任意後見監督人の選任申立てがされず、任意代理人が誰からも監督されない状況で執務していることが報告された。その具体的な対応策として、①任意後見受任者の任意後見監督人選任申立義務規定を明示すべきこと、②本人の意思能力喪失を任意代理契約の代理権消滅事由とする規定の創設、が紹介された。

①について、会場から、「任意後見受任者には任意後見監督人選任の申立てが義務づけられているのではないか」との疑問が呈されたが、法律上規定がないこと、任意後見監督人・任意後見人双方の報酬が発生すること等の理由からか、任意後見契約数からみて任意後見監督人選任申立件数が少ない状況が生じている現実がある。任意後見契約締結時の公証人による指導や社会的な働きかけが

必要であろう。②について、新井氏から「民法学者に大きな問題提起をする発言である」旨の指摘があった。今後の議論を見守っていきたい。

その他、金融機関との取引での問題点や、任意後見人が死亡した場合、任意後見契約に関する法律10条では法定後見に移行することができない旨や、国・地方公共団体が制度普及に努めるべきこと、経済的弱者においても制度利用ができるように積極的に関与すべきこと等が提言された。

次に、司法書士の執務に対する提案では、定期的に本人を見守っていくため移行型任意後見契約を主にして利用を進め、場合によっては将来型任意後見契約を進めていくべきとの提言がされた。これは契約時に本人にとってわかりやすい契約をするために、重要事項の活用やわかりやすい契約書を作成すること等にも関連する。また、即効型任意後見契約については必要最低限にするべきである。この点については、第2部のディスカッションにおいて、田口氏から「契約としては即効型はあるが実務的には極めてまれ」との報告があった。

◇ディスカッション

こういった改善提言を受け、第2部では、上記の論点に加えて、医療行為の同意の問題、任意後見受任者の適格性の問題、公的な関与を広めること等について意見交換がされた。

任意後見受任者の適格性については、藤原氏から財産の不正使用が問題になった事例が紹介された。また新井氏からは、任意後見人にはさまざまな義務があるにもかかわらず、執務についてのトレーニングがされていないとの発言がなされた。

任意後見の利用件数はまだ多いとはいえ、今後の高齢化を考えると一層の普及・改善が必要である。利用者に本当の信頼を与え、その監督を実のあるものにしていかねばならないと感じたシンポジウムであった。

（司法書士 秀岡 康則）

判例研究

判例研究委員会

■補助開始等審判についての本人による同意撤回および補助開始等審判申立て後の任意後見契約締結
(札幌高裁平成12年12月25日決定・家庭裁判月報53巻8号74頁)

〔事案の概要〕

本人は次女夫婦と同居し、次女が本人の財産を管理していた。長女らが本人について補助開始および代理権付与の審判の申立てをした後、本人は実妹との間で任意後見契約を締結しこれを登記した。このような事案のもとで、原審は、本人が補助開始の審判に同意せず（民法15条2項）、また、「本人の利益のため特に必要があると認める」（任意後見契約に関する法律10条1項）という保護開始の要件が満たされないとして補助開始の審判申立てを却下した。これに対する即時抗告審は、補助開始についての同意が撤回され、また、本人の財産につき、すでに財産目録が作成され、今後の大きな支出につき、任意後見受任者に管理が委ねられる手はずが整えられていることが認められることから補助開始等の審判をするための要件「本人の利益のため特に必要がある」と認めるべき事情がないなどとして、抗告を棄却した。

〔解説〕

本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の自己決定の尊重の観点から本人の同意が必要である（民法15条2項）。本件では、補助開始の申立てにあたって本人はいったん同意書を提出しているが、その後、審問期日に家事審判官に対し次女の財産管理のあり方に不満をもっておらず、また、これ以上兄弟姉妹間の紛争を拡大したくないとの気持ちから別に貯金管理を手伝う人を選ぶ手続をとる必要はない旨、述べたことなどから、原審および即時抗告審において、補助開始の審判についての本人の同意撤回が認められた。

また、任意後見契約に関する法律10条1項によれば、任意後見契約が登記されている場合、家庭裁判所は、「本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り」補助開始の審判をすることができる。これは、立法担当者によれば、任意後見制度による保護を選択した本人の自己決定を尊重する観点から、原則として任意後見を優先させ、補助開始の審判をするにつき特別の必要性を要件とする趣旨である。本件では、補助開始の審判について本人の同意が得られていないので、「本人の利益のため特に必要があると認める」か否かの判断をするまでもなく、補助開始の審判をすることはできない。しかし、本審判は、抗告理由に応え、「本人の財産について既に財産目録が作成されており、今後の大きな支出について任意後見人に管理が委ねられる手はずが整えられていること」に着目し、補助開始の審判をするにつき「本人の利益のため特に必要があると認める」べき事情を見出しがたい旨、念のため判示している。これに対して、任意後見人に不正な行為、著しい不行跡がある場合、任意後見受任者として選任している弁護士が心身などの故障により適切な職務執行が困難である場合（任意後見契約に関する法律4条1項3号ロ・ハ参照）、任意後見人の報酬額があまりにも高額である場合、または、本人に浪費の懸念が生じた場合等には、「本人の利益のため特に必要がある」と認めるべき事情ありとして、補助への移行を認めてよいであろう。

なお、立法担当者の見解によれば、本人が補助類型に該当する場合でも、契約締結時点で意思能力がある限りでは任意後見契約は有効となりうるが、任意後見契約に必要な精神能力の検討は今後の課題である。

(下関市立大学准教授 平山 也寸志)

制度を知る！

新信託法と福祉信託

「自分の生活を守るために気軽に利用でき、わかりやすく安心できるしくみがほしい」というのは社会的弱者にとって切実なる願いであろう。この声に成年後見制度だけで対応できるだろうか。また制度を利用できないが支援が必要な場合はどうするかという問題もある。安心できる高齢社会のために多面的な検討が必要である。

たとえば、委任・代理の法制だけでは認知症になる過程も含め不安が生ずる。もちろん判断能力が低下していなくても託したい場合もあり得る。成年後見人等が十分に対応できない場合も生じ、超高齢社会に人材が追いつかないのは自明の理である。成年後見制度の法制面・実務面から分担・補完するしくみがあれば利用すべきである。

◇ニーズと機能

親なき後対策の1つとして平成12年当時の立法担当者から「遺言信託」の提案がなされ、信託の長期管理、倒産隔離、財産の承継という3つの機能の活用が「福祉信託」として注目され、平成16年の信託業法改正時に、また平成18年の信託法改正時に、高齢者や障がい者の生活を支援する福祉型の信託の担い手を検討する旨の附帯決議がなされ、金融審議会金融分科会第二部会にて平成19年より議論が開始され論点整理がされている。

福祉信託は、若い世代の利用も想定し相当に長い期間が前提とされており、また成年後見制度の対象外の人からの需要も考えられ、個性が高く相当の手間と専門性が必須である。また、長期間にわたることから管理機能のみならず、老朽化・インフレを考慮し財産処分の機能・指図者が求められ、相当の態勢を構築することが重要である。受託者は信託財産を排他的に管理しその名義人となるので、何よりも信頼関係が大切である。平成19年9月に施行された新信託法において受託者の

厳しい義務が任意法規化され、裁判所の一般的関与・監督も排除されたが、任意後見監督人のような受益者を守る第三者が必要となろう。一般に信託のしくみにはなじみがなく、財産の名義が変わる不安があるが、新信託法により明定された「共同受託」または「信託監督人」もしくは「受益者代理人」の機能、さらに信託事務の委託による専門家の活用による相互監視・牽制の信託のしくみを活用すれば、成年後見制度を補完できると信ずる。

◇利用のために

福祉信託を生み出し、担い手を増やすために、私的自治のもとで活用するのではなく、「福祉」という言葉で議論され、「福祉信託」を社会制度の1つとして、社会的弱者の生活全般にわたる支援をめざすのであるならば、公の機関による監督を前提としたい。1つの組織が、多数の委託者から、受託者として託されるとすると、業法の趣旨である受益者保護に通ずるものと解され、民間だけに任せる分野とは考えにくく、安心できる社会制度とするには参入規制・説明・勧誘等の行為規制と監督は不可欠となろう。また、非営利事業、公益目的事業に当たるのか明らかでないが、種々の所有者責任、受託者の責務と信託報酬の多寡等の関係を認識しておきたい。

現在の受託者にとって家族・身上監護にかかわる財産の管理・承継の歴史は浅いが、成年後見と同様に、少しでも早く多くの経験を積み重ねる必要がある。まず、受益者を指定し、サインするだけで法的に守られる契約内容の定型化・認証、および金融機関に受託者が信託財産を預託等する場合は信託であることの明確化によりわかりやすさを図り、普及の第一歩としてはどうであろうか。

(三菱UFJ信託銀行 星田 寛)

●私と成年後見●

成年後見からみた地域の問題

◇住宅問題は高齢者問題

不動産バブルの後期、地域から高齢者の姿が次々と消えていった。

地上げ屋だけでなく、ほとんどの不動産業者が市の中心部の土地を鵜の目鷹の目で狙い、セールストークとお金に押し切られて一人暮らしの高齢者が次々と郊外に住替えをしだしたのだった。

私の事務所のある地域は、商業地と住宅地の狭間で、地下鉄の駅まで3分ほど、役所、総合病院、学校からグルメなレストラン、スーパーまである、暮らしに便利な地域である。

それからすぐ、バブルがはじけて、付近の地価も下がった頃、また、高齢者が戻ってきた。

「ここは便利だからね」という言葉に、これが老人力かと感心したものだ。

ちょうどその頃、表通りの道路の拡幅に伴い、公団の賃貸マンションの建替えをするという話があった。入居時は元気だった夫婦も、40年近く経ち、年金暮らしになっている。夫を亡くして一人暮らしになっている方もいる。当時の公団住宅への入居は、新しいライフスタイルでもあった。郊外の戸建を買おうか都心の公団に住もうか迷った末の決断は、40年後に、立ち退きかスライドによる家賃の急騰かという生活の不安を伴う選択に代わってしまった。長い年月を経たマンションの問題は、賃貸にせよ分譲にせよ、高齢となった入居者が直面する問題でもある。

また、「住宅を売れ」と迫る地上げ屋に恐怖を覚え、事務所を訪れた高齢者夫婦もいた。少なくとも住居については安定を望む高齢者にとって、住宅に伴う急激な変化は切実な問題だ。

振り返ってみると、地元の皆さんにうかがった住宅に関する問題が、私が高齢者の財産管理、権

利擁護に関心をもった端緒であった。

◇地域の中での高齢者等支援

さて、現在、成年後見人等となり、財産管理や権利擁護にかかわる者の立場から、高齢者や障害者の住宅問題に対しても、地域の中で支援するしくみができればと思っている。

権利擁護という観点から地域福祉をみると、行政や社会福祉協議会などを核とした総合的な福祉計画が必要となってくる。平成16年頃から、行政や社会福祉協議会では「地域福祉計画」や「地域福祉活動計画」が策定され、また、地域包括支援センターでの虐待相談や、成年後見も組み入れた認知症講座の開催など、新しい成年後見制度ができたことにより、福祉と法律、医療と法律の関係が、各地でもようやくできつつある。福祉が「措置」から開放され、その関係が格段に広がってきたように感じられる。

私も、地元の社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の策定に関与し、子育て世代や高齢者の方の話を車座になって聞いたり、知的障害や身体障害、精神障害のある方やその家族の方に話を聞く機会をもたせていただいた。その中で、これまでの「与えられる福祉」とは違う要求、つまり、福祉だけではなく、その他の情報も気軽に聞くことができる「場」の大切さ、団体同士の情報や意見交換の大切さを感じ、医療や法律職なども含めて、社会福祉協議会を核としたネットワークの強化も計画の中に組み込ませていただいた。

都心でのミニバブルのうわさや高齢者等を狙った消費者被害を聞くと、より身近なところで、専門家の関与が簡単にできるように、新しい枠組みの地域福祉が必要と痛感する。

(司法書士 名倉 勇一郎)

■委員会報告■——制度改正研究委員会

2007年度は、①成年被後見人の選挙権剥奪の問題、②成年後見等で必要とされるべき身上監護の職務と理念、③精神保健福祉法と成年後見人等の義務の調整、④鑑定委嘱に関する実務上の問題等を主に検討した。

- ① 公職選挙法上、後見開始とともに当然に成年被後見人の選挙権が剥奪されることは、目的の異なる民事上の手続で憲法上の権利を奪うものであり、合理性がないことを確認した。また成年後見人等の身上監護に関する職務の範囲と義務について検討した。
- ② ベスト・インタレスト（最善の利益）が基本理念となることについては異論はないものの、理念として行うべき職務の範囲と法律上の義務として課すべき職務の範囲との区分けは容易ではなく、継続検討となっている。
- ③ 精神保健福祉法上の保護者として後見人、保佐人が規定され、順位変更も認められていないことについては、早期に改正する必要がある、あわせて任意後見人の位置づけについても整備することが必要と考えられる。
- ④ 現行の鑑定実務が、迅速性の要求から、安易に流れているのではないかとの問題提起もなされ、実情についてさらに調査が必要であることが確認された。

その他、銀行実務の問題点や市町村長申立ての活性化について、再度検討し、提言に向けたまとめにかかっている。
 （制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘）

■委員会報告■——判例研究委員会

判例研究委員会の今年度のメンバーは、新たに3名を加えて計16名である。今年度の主な活動は、成年後見に関する裁判例（判決例・審判例）の収集、裁判例の分析・検討および成年後見制度の検討であった。委員会は計5回開催された。

第7回（2007年4月7日）では、吉澤雅子委員が成年後見人による横領に係る刑事事件（福島地判平18・10・25判例集未掲載、秋田地判平18・10・25家月59巻5号89頁・判タ1236号342頁など）を総合的に検討した。第8回（5月19日）では、熊谷士郎委員が補助開始における同意に関する抗告事件（札幌高決平13・5・30家月53巻11号112頁）を報告した。第11回目（2008年2月2日）では、原司委員が後見人等の選任に対する抗告事件（広島高裁岡山支部決平18・2・17家月59巻6号42頁・判タ1229号304頁・判タ12239号304頁）、花立文子委員が後見人報酬を不法行為により生じる損害に含めることの可否に関する事件（神戸地判平成17・5・31判時1917号123頁）、をそれぞれ報告した。これらの成果は、本誌および本学会誌に発表される予定である。

また、第9回（2007年6月30日）および第10回（同10月20日）においては、矢頭範之氏から、(社)成年後見センター・リーガルサポート「成年後見制度改善に向けての提言」および「任意後見制度の改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」の解説を受けた。この解説により、今後は、これまで以上に実りある委員会活動になるものと思われる。

最後に、本委員会の課題の1つとして裁判例の収集がある。本誌読者の方には、今後とも、成年後見法分野に関係する裁判例の収集についてご協力をお願いする。（判例研究委員会委員長 村田 彰）

■委員会報告■——高次脳機能障害に関する研究委員会

高次脳機能障害に関する研究委員会は、2004年度から3年間、(株)日本損害保険協会から委託を受け、交通事故などで高次脳機能障害となった人々に対し、成年後見制度を活用した支援のあり方について検討してきた。この結果、まず、以下のような課題が明らかになった。①高次脳機能障害の認定、②賠償金受領の適正化、③補助類型の利用促進、④「親なき後」の支援、⑤費用負担への援助、⑥市民後見人等の養成、などである。調査の結果を2006年1月、報告書にまとめ、あわせて、医師や家族会の代表とともにシンポジウムを開催した。これらの課題への対応についても検討し、2007年3月、2冊目の報告書を刊行した。

3年間の損保協会による助成は終了したが、本委員会は成年後見法学会の中の独立した委員会として新たに位置づけられた。今後はこれまでの成果を踏まえ、成年後見制度の改正も含めて、高次脳機能障害がある人・家族に、確実な支援が届くシステムや方法を具体化していきたいと考えている。地域格差の実態なども押さえつつ、成年後見制度利用を広げるために、まず、「支援に必要な情報伝達」のあり方を検討することとした。多様な専門職の間でどのような実践が行われているのか、「ソーシャルレポート」の位置づけや、情報整理の仕方などの検討からスタートしたいと考えている。会員の皆様には、さまざまなお立場から、ぜひ、率直なご助言・ご批判をいただきたいとあらためてお願いする次第である。

(高次脳機能障害に関する研究委員会委員長 石渡 和実)

■委員会報告■——身上監護研究会

新しい成年後見制度が導入されて7年が経過したが、その間に成年後見実務はさまざまな経験を重ねてきた。その中で、成年後見実務における身上監護の重要性が認識されつつあるが、反面、いくつかの課題が明らかにされてきた。たとえば、身上監護等の担い手の充実もその1つであり、いわゆる市民後見人の登場が期待されている。

ところで、成年者の身上監護の支援は新しい試みであり、現状ではまだ身上監護の概念や内容について統一した理解があるとはいえない。身上監護の支援が一層普及し、発展するためには、地域における身上監護の実態を明確にし、身上監護とその運用のあり方を示すことが必要である。

そこで、日本成年後見法学会では身上監護研究会を設置し、専門職に対するアンケート調査および身上監護に関する先進的な取組みのヒアリング調査を実施することとした。調査期間は2007年度の1年間であり、2008年3月末までに研究成果をまとめることを予定している。

本研究会のメンバーは社会福祉士を中心とし、弁護士、司法書士、研究職などにより構成されている。なお、本研究は厚生労働省の補助金によって推進されている。

本調査により、成年後見実務における身上監護の実現過程(たとえば契約についてはその履行過程、手配についてはその実態)を明らかにすることができるであろう。この点は、身上監護のあり方やその運用指針を考える場合に、大いに参考になるとと思われる。なお、本学会には、制度改正研究委員会(委員長赤沼康弘弁護士)が設置され、成年後見制度改正という観点から身上監護についても検討している。身上監護の研究が総合的に深められることが望まれるであろう。本研究成果が身上監護の実務と理論の発展に資することがあれば幸いである。

(身上監護研究会座長 小賀野晶一)

コミュニティフレンド

本稿では、千葉県下で活動している NPO 法人 PAC ガーディアンズ (PACG) の試みを紹介する。コミュニティフレンドの基本的な理念やイメージは文字どおり「街のなかの友だち」である。

私たちは、もともと障害のある方々とその家族の皆さんが成年後見を利用するにあたっての支援活動を行うために発足した団体である。障害のある方（ご本人）のために今必要な支援は何かと、なかなか後見等の申立てに踏み切れないでいる親御さんたちとワイワイ言いながら、試行錯誤する中で、このような役割の人が必要だとの声が上がり「コミュニティフレンド」という名称をつけて、2006年度から始めた活動である。千葉県の研究助成を受けて現在15組の利用がある。

活動を始めてから気がついたことであるが、スウェーデンで「コンタクトパーソン」とよばれる同様の試みが政府の事業として展開されているという。スウェーデンの事情に詳しい立教大学の河東田博教授によれば、同国では全知的障害者の約半数の方が利用しているという。「コンタクト」の意味は、障害のある人が社会とコンタクトをとることであって、それを助ける人という意味らしい。つまり障害のある方の社会参加の制度なのである。また、これも後で気がついたことであるが、国内ではすでに「コンタクトパーソン」として宇治市社会福祉協議会が行っている事業がある（ここは高齢者も障害者もともに利用できる）。

◇役割と活動内容

それでは、いったいコミュニティフレンドとは現実に何をするのか。それを述べよう。

- ① 友人として障害のある人のところへ行き（居宅、グループホーム、施設など）、一定時間を過ごす。一緒に外出してもよい。今のところ月に1～2回、訪問してもらっている。外形的にはヘルパーさんと似てるようにみえ

るかもしれないが、②以降に述べるように全く違う。そもそも個人と個人のお付き合いなのであるから、他者に代替されない。フレンドさんの都合が悪ければ、当然、日程の再調整が必要になる。「ヘルパーさんという役割の人が来る」ことと「佐藤彰一さんが来る」ことの違いである。

- ② 何をやるかという活動内容は、利用者コミュニティフレンドの両者で決める。決まりはない。音楽を聴く、ゲームをする、外出して買物やボウリングをしたり、カラオケ、食事などもあり得る。2人は「友だち」だからフレンドの好みも当然に反映される。
- ③ ボランティア活動である。交通費程度の実費は出すことがある。しかしそれも、ご本人からは全くいただかない。
- ④ 権限等はない。何らかの支援ニーズが生じた場合は可能なことはするが、定期的・恒常的な支援活動は通常の支援職に依頼される。これらのコーディネートは、活動の「バックアップ機関」である PACG が責任をもつ。だから、「出るところへは出ない」し「紛争処理もやらない」、「難しいこともしない」、それらはバックアップ機関である PACG に所属する専門家に任せる。

◇要するに「軽くて近い」存在である

障害のある人には多くの方がかわりをもつが、教育者や行政、あるいは福祉支援のスタッフなど、職種は異なるものの「職業的に」かわる人（したがってそれなりの責任と権限をもつお付き合いである）が多い。そうでなければ、親や家族など「血のつながり」でかわる人だということになる。この人たちも扶養義務や監督義務など何らかの責任をもちながら付き合っている。

また成年後見人等は、裁判所から選任された公

式の役職である。障害のある人にとって、このような役職の人も必要であるかもしれないが、「社会的に生活することは何か」と考えた場合、責任や権限、義務や権利といった言葉とは無縁なところで気楽にかかわってくれる人が、障害のある方の場合、決定的に少ない。それはおかしい、これが私たちの想いである。いま養成し増やすべきは、成年後見人等候補者だけでない。より軽やかに、より気楽に障害のある人とお付き合いする人々も（成年後見人等以上に）増やすべきではないか、私たちは、そう考えている。

障害のある人を、一人にしない。見る・聞く・よく知る・気にかける、そして友だちになる。せ

いぜい月に1度や2度の友達付き合いにすぎない。しかし、そうした友人がいる方といない方々とは同じく障害のある方の生活であっても「毎日の心の想い」が、一緒にいない日々・時間を含めて全く違ったものになると思っている。そういう意味で、月の1度や2度のお付き合いが、障害のある人の毎日の暮らしを豊かにする。

コミュニティフレンドのマニュアルや、より詳細な解説については、筑波大学の名川勝先生のブログ <<http://d.hatena.ne.jp/mnagawa/>> を参照してほしい。いろいろな話題が豊富である。

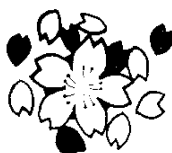
(法政大学法科大学院教授・弁護士・NPO 法人 PAC ガーディアンズ理事長 佐藤 彰一)

◆第5回学術大会へ向けて◆

大会・企画委員長 小賀野 晶一

本年の学術大会は東洋大学において、次の通りの要領で開催いたします。午後のシンポジウムでは近年問題となっている「虐待」をとりあげ、その実態を明らかにし、成年後見からどのように対応することができるか、どのような課題があるかなどについて議論いたします。午前中の個別報告は、4件の演題を予定しています。会員の皆様には引き続き個別報告に積極的に応募していただければ幸いです。

なお、初代の岩志和一郎委員長に代わり今回より小賀野が担当させていただくことになりました。今後ともご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



- 【日 程】 平成20年5月31日(土)
- 【場 所】 東洋大学
- 【聴 講 料】 正会員
賛助会員（2名まで） } 無料
会友
一般 2000円
- 【開 場】 午前9時30分
- 【統一テーマ】 虐待と成年後見
- 【概 要】 個別報告／統一テーマ基調報告・パネルディスカッション(登壇者 小賀野晶一・池田恵利子・川端伸子・菊池馨実・杉山春雄・滝沢香・吉岡充(50音順))
- 【申 込 み】 事務局 FAX 03-5351-1572
E-mail j_jaga@nifty.com
※懇親会参加の有無もご明記ください。

【日本成年後見法学会事務局】

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3
エルカクエイ笹塚ビル6階 (株)民事法研究会内
TEL 03-5351-1573 (直) FAX 03-5351-1572
E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 専門家個人への多額の遺贈が話題となっている。かつてリーガルサポートは、報酬に相当する金銭以外の收受を禁じガラス張りの助成基金を設けた。当初2000万円の基本財産は現在2億円余り、善意の輪は広がりにつつある。(高橋 弘)